

# 網引小学校 PTA 会長 O B ・ O G 会会則

- 第 1 条 (名称)  
本会は、網引小学校 P T A 会長 O B ・ O G 会と称す。(以下本会とする)
- 第 2 条 (事務所)  
本会の事務所は、会長の示す所に置く。
- 第 3 条 (目的)  
本会は、網引小学校 P T A の発展と会員の親睦を図ることを目的とする。
- 第 4 条 (活動)  
本会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。  
(1) 年度初めと年度末にその年度の P T A 活動の方針、内容等について、その年度の P T A 会長は報告または反省を行い、協力を求めたり意見を徴したりする。但し、定例会開催日は年度初め 7 月、年度末 3 月又はそれに近い月とする。  
**また、年度初めは金曜日、年度末は土曜日開催を基本とする。**  
(2) 会員の親睦に関すること。  
(3) その他本会の目的に必要な事項。
- 第 5 条 (会員)  
本会は、次の者をもって構成する。  
(1) この目的に賛同する歴代 P T A 会長、校長、教頭。  
(2) 当該年度の P T A 会長、筆頭副会長、校長、教頭。
- 第 6 条 (役員)  
本会に、次の役員を置く。任期は 5 年とする。  
会長 1 名 副会長 3 名 幹事長 1 名 会計 1 名 (当該年度 P T A 会長)
- 第 7 条 (会費)  
本会の経費は、会費をもってこれに充てる。  
会費は、年間 3 0 0 0 円とし、年度初めに徴収する。  
懇親会の会費は 1 回につき 5 0 0 0 円とする。  
**但し、当該年度の P T A 会長、筆頭副会長、校長、教頭から年会費は徴収しない。**
- 第 8 条 (会計)  
本会の会計年度については、網引小学校 P T A 会計年度と同じくする。  
本会会員は、会計帳簿および通帳・徴憑書類を閲覧することができる。
- 第 9 条 (褒賞)  
本会の退会者には、感謝状並びに記念品を贈る。
- 第 10 条 (慶弔)  
本会の会員及び、退会者が死亡した場合は、役員において弔慰を協議決定する。
- 第 11 条 (付則)  
本会の会則は  
1 9 7 8 年 3 月 1 日より施行する。  
1 9 8 6 年より一部挿入。  
1 9 8 8 年 6 月 3 日より一部改正。  
1 9 9 8 年 3 月 7 日より一部改正。  
2 0 0 1 年 5 月 2 7 日より一部挿入。  
2 0 0 3 年 5 月 3 1 日より一部改正。  
2 0 0 6 年 7 月 1 日より一部改正。  
2 0 0 7 年 2 月 2 4 日より一部改正、挿入。  
2 0 0 9 年 6 月 5 日より一部挿入。  
2 0 1 2 年 3 月 3 日より一部改正。  
2 0 1 8 年 3 月 1 日より一部改正。  
2 0 1 9 年 6 月 1 7 日より一部改正。挿入。